第18回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 平成23年7月20日(水)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名
- 4 出席委員 26名

1番 花澤信一 2番 鈴 木 俊 郎 3番平戸正己 4番 古川晃市 5番 葛田 秀 治 6番 武 内 章 一 良二 7番 小 川 良 夫 8番 長谷川 9番 木 村 總一郎 10番 伊 井 勝 鳥 海 夫 男 實 11番 12番 鈴 木 弥須雄 修 13番 遠 山 14番 鶴岡 公一 15番 葛 田吉弥 16番 石 井 文 夫 17番 御 遠 豊 18番 藤 井 幸 光 19番 榎 本 雅 司 21番 飯塚 健 史 22番 渡 辺 喜 一 三 夫 23番 前 橋 勇 24番 川 島 25番 髙 橋 一 夫 26番 川 名 康 夫 27番 石 井 清 治

- 5 欠席委員 1名
 - 20番 勝 畑 孟 志
- 6 出席事務職員 2名

鹿島事務局長 佐久間主幹

◎開 会

平成23年7月20日午後 3時00分 開会

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) ただいまより第18回農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は、27名中26名出席でございますので、会議は成立しております。 次に、欠席委員の報告を申し上げます。20番、勝畑孟志委員。

◎議事録署名委員の指名

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。 9番、木村總一郎委員、10番、伊井勝實委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可分)

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 日程第2、これより議案の審査を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(委員会許可分)を議題とします。議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由といたしまして、当該土地を取得して農業経営の拡大をしたいとのことでございます。場所は、大曽根字沖と島合です。現地を確認したところ、作付はされておりました。

会議資料2ページをごらんいただきたいと思います。農地法第3条の許可基準につきまして、全部 効率利用要件につきましては、非耕作地がございますが、日照不足であったり、進入路がなく耕作に 向かない土地とのことです。農作業等については、刈り取り、乾燥作業は委託をしているとのことで ございます。農作業常時従事日数につきましては問題はありません。世帯の合計日数は620日となっております。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域 との調和要件につきましては、これまでどおり水稲を作付するとのことでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査 の報告を求めます。

11番、鳥海夫男委員、お願いします。

○11番(鳥海夫男君) 11番、鳥海夫男です。17日に○○さんから連絡がありまして、現地を確認いたしました。既に耕作はしてあります。○○さんが定年後は農業をということで、拡大したいということであります。

よろしくお願いします。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

渡辺委員。

○22番(渡辺喜一君) 22番の渡辺ですけれども、1つ確認しますけれども、代理人というやつがある 人とない人がいるのですけれども、代理人というのは、例えば司法書士の資格を持っているとか、資格とかそういうものはあるのですか。

[発言する人なし]

- ○22番(渡辺喜一君) もしわからなければ、後でわかったら教えてください。代理人になるのには資格があるのかないのか。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 佐久間さん。
- ○事務局(佐久間 章君) 今回の場合、申請人は○○さんのほうから言ってきたのですけれども、○○さんのほうからいえば代理人に当たると。要は両者での申請が本来なのですけれども、○○さんのほうから申請を持ってこられたということです。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 渡辺委員。
- ○22番(渡辺喜一君) 内容はわかったのだけれども、例えば行政書士とか司法書士とか、資格とかそ ういうあれが必要なのかどうかを教えていただきたかったのだけれども、もし今わからなければ、ま た後でも結構です。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 佐久間さん。
- ○事務局(佐久間 章君) 一般的に、申請内容の訂正とか、その辺まで任される場合は、司法書士あるいは行政書士の資格が必要です。ただ提出だけであれば、いわゆる代理人とか、そういう方でも受けることができるということになります。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。 議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2を議題とします。

議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

佐久間さん。

○事務局(佐久間 章君) 議案第1号の2についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由といたしまして、自作地に隣接しており、耕作上便利であ

るということから取得をしたいということでございます。場所は百目木字宮沢です。現地を確認した ところ、作付をされておりました。

会議資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきまして、非耕作地がありますが、屋敷裏で日照不足な土地であり、保全管理はしているとのことでございます。農機具等につきましては、田植機を借用しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で220日となっております。下限面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、隣接地で水稲を作付しており、問題はございません。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査 の報告を求めます。

7番、小川良夫委員。

- ○7番(小川良夫君) 7番の小川です。7月15日に譲受人の○○さんから説明を受けました。現地は、資料3ページのとおり、東横田駅から馬来田方面に抜ける県道を500メートルほど進みまして、さらに三箇へ抜ける丁字路を左折して100メートル進んだJR久留里線に隣接をしております。譲渡人の○○さんは、相続でこの水田を取得しましたが、みずから農業を行っていないために長らくこの○○さんに耕作を依頼してまいりました。今現在も○○さんによって稲が作付されておりますし、隣接する土地もすべて○○さんの水田です。今回○○さんのほうが農業経営を廃止するということで、以前より耕作している○○さんへの譲渡を決めたということですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。 議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 賛成全員でございます。 よって、議案第1号の2については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題と いたします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) 議案第2号についてご説明申し上げます。

本件は、滝の口在住の方が自己所有の申請地を貸し駐車場に転用したいとする案件でございます。総会資料5ページの位置図をごらんください。申請地は、滝の口ファミリータウンに近接する、周囲に農地、住宅が混在する第2種農地であり、土地の所在等は議案記載のとおりでございます。申請の内容ですが、滝の口ファミリータウン自治会からの要望を受けまして、申請地に貸し駐車場を整備したいというものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告でございますが、私の担当地域の案件となりますので、この場より報告させていただきます。

今事務局の佐久間さんから説明がありましたように、7月上旬に○○さんと立ち会いをし、説明を受けました。現地は、打越から吉野田へ向かう途中の鑓水橋の先から入ったところで、去年まで耕作をしておりました。滝のロファミリータウンから歩くときに、地元消防団から野球のときに路上駐車をして困るということで、さんざん指摘されておったわけです。自治会としては大変困っていたところ、○○さんの田を駐車場として貸してもよいという返事をいただいたところです。その土地は、同自治会に隣接しており、非常に利用しやすい場所であります。周りも問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、採決いたします。 議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 賛成全員でございます。 よって、議案第2号については許可相当と決定されました。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題と いたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) 議案第3号の1についてご説明申し上げます。

本件は6月の総会でご審議をいただきまして、採決の結果は許可相当でございましたが、6月30日

付で取消願の提出がありました。この理由といたしましては、申請区域が3筆に分かれていたものを合筆して1筆にして申請したいということでございました。この1筆に合筆する理由といたしましては、福祉関係なのですが、ここの機関からの指導等がございまして、1筆に合筆したということでございます。このようなことから、今回再申請がございました。

申請地及び申請面積等につきましては、6月にご説明した内容と変更はございませんが、農地区分を第1種農地と思われるということで申し上げましたが、県と協議したところ、山林と住宅が点在していることから、第2種農地との結論に至りました。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地 調査の報告を求めます。

4番、古川晃市委員。

- ○4番(古川晃市君) 4番、古川です。詳しい内容につきましては、前回の総会のときにご説明申し上げたとおりでございます。今回賃貸借権の設定ということで上がっていますけれども、筆数を1筆にするということと、譲受人と譲渡人は親子ということで、現状何も問題はございませんので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。
- ○5番(葛田秀治君) 事務局さんの説明があって初めて理由がわかったのですけれども、私も送られた議案を見て、6月に合議されたのがなぜまた出てきたのかなと不思議に思ったのですけれども、6月のときは1424—3から始まって2筆ありましたよね。2筆で合計で2,955.72平米ですか。今回出たのが、偶然というか、2,956平米ですよね。そうすると、前は筆数が3筆あって、1424—3、1425—3、1426—1、これが1筆になって、2筆で2,955.72平米。今回の1424—3は、前回も出ていましたよね。議題に出ていて、今回1筆になって2,956平米になると、これを1424—3の1筆にして改めて出されたということなのですか。
- ○事務局(佐久間 章君) おっしゃるとおりです。端数が切り上がった形で、農地ですので、一般的には10平米未満が小数点以下が出る場合がございますけれども、10平米を超えた場合は小数点は出ないということになります。
- ○5番(葛田秀治君) 私がお聞きしているのは、前回は1424—3、それぞれ地番が違って2筆あった のですよね。今回は、1424—3にまとめられて1筆で2,956平米出てきているのですよ。ですから、 前あった1425—3と1426—1はどこかへ行ってしまったのですか。
- ○事務局(佐久間 章君) 1425-3と1426-1なのですけれども、1424-3に合筆をされています。
- ○5番(葛田秀治君) 合筆をしたということですか。
- ○事務局(佐久間 章君) そうです。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。 議案第3号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定されました。

次に、議案第3号の2を議題といたします。

議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) 議案第3号の2についてご説明申し上げます。

本件は、奈良輪在住の個人が三箇在住の父親の所有農地を贈与によって取得して、専用住宅用地に 転用したいとする案件です。総会資料の9ページの位置図をごらんいただきたいと思います。申請地 は、平川行政センターから東へ行った場所で、農地と住宅が混在する第2種農地であります。排水関 係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理して、既設の道路側溝へ排水いたします。雨水につきま しても、雨水升に集水してから道路側溝へ排水されます。その他、特に懸念される問題はないものと 思われます。

説明につきましては以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地 調査の報告を求めます。

7番、小川良夫委員。

- ○7番(小川良夫君) 7番、小川です。7月15日に三箇在住の○○○○さんから説明を受けました。 資料の9ページをごらんいただきたいと思いますが、東横田駅前から国道409号を三箇方面へおよそ 300メートルほど進んで、さらに左へ農道を50メートルほど入った、周辺は住宅の多いところです。 現在は、何も作付されていない草地となっております。事業計画者の○○○○さんは、○○さんの次 男になります。現在は、市内の賃貸住宅に住んでおりますが、奥さんの出産に伴いまして、住居が手 狭になるということから、実家の土地をもらって新居を構えたいということですので、ご審議のほどお願いいたします。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定されました。

次に、議案第3号の3を議題といたします。

議案第3号の3について、事務局の説明を求めます。

佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) 議案第3号の3についてご説明申し上げます。

本件は、東京都の法人が吉野田在住の所有者から農地を賃貸借によって休憩所、いわゆるコンビニエンスストアの用地に転用したいとする案件でございます。総会資料の11ページの位置図をごらんください。申請地は、吉野田保育所から宮田方面へ行ったところで、君津平川線に接する第2種農地であります。土地の所在等は、議案記載のとおりでございます。開発関係につきましては、沿道サービスに該当します。排水関係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理して、既設の道路側溝へ排水されます。雨水につきましては、雨水貯留槽で一時集水してから道路側溝へ排水されます。その他、特に懸念される問題等はないと思われます。

説明につきましては以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地 調査の報告を求めます。

26番、川名康夫委員。

- ○26番(川名康夫君) 26番、川名です。7月11日に○○設計の○○さんと木更津の土地家屋調査士、○○さんの説明を受けました。現地は県道君津平川線に面していまして、4月11日に農振解除になっていますよということがありましたので、今回の申請になりましたという報告を受けました。近隣の農地所有者の同意はみんなもらっているということでございます。駐車場として店の前面と東側で16台持っているということで、状況的には多くないのですけれども、県道に面していますので、立地条件もいいところだと思いますので、どうかよろしくご審議をお願いいたします。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

飯塚委員。

- ○21番(飯塚健史君) 21番の飯塚です。この件ですけれども、たしかことしかな、当初一回農業委員会にかかっていると思うのですよ。そういう記録はございませんか。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 佐久間君。
- ○事務局(佐久間 章君) 今年度はかかっておりません。過去には……
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 飯塚委員。

- ○21番(飯塚健史君) では、1つ教えていただきたいのですけれども、参考として、農林審議会にかかって、それから農業委員会にかかるまでの順当な期間というのはどのくらいですか。もしわかればでいいです。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 佐久間君。
- ○事務局(佐久間 章君) 農林業振興審議会の農振除外のことでよろしいでしょうか。その決定の件であれば、その点については特に期間の規定等はございません。すぐ出しても構わないし、若干期間を置くこともございます。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の3について、賛成の方は挙手を願います。

[替成者举手]

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 賛成全員でございます。 よって、議案第3号の3については許可相当と決定されました。

- ◎議案第4号 平成23年度第4次農用地利用集積計画承認の件
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 次に、議案第4号 平成23年度第4次農用地利用集積計画承認の 件を議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が1件で5,105平米となっております。内容につきましては記載のと おりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画(案)の2ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権設定を受ける 方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説 明させていただきます。〇〇〇〇さんですが、申請面積は51.05アールとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

[替成者举手]

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 賛成全員でございます。 よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 下限面積の設定について

- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 次に、議案第5号 下限面積の設定についてを議題といたします。 議案第5号について、事務局の説明を求めます。 佐久間君。
- ○事務局(佐久間 章君) 議案の説明の前に、下限面積が設定された理由、こちらについて若干説明 をさせていただきます。

農地を農業生産力の弱い、いわゆる小規模経営農家に権利を取得させることが農業生産力の増進や 農地の効率的利用など農業政策の観点から好ましくないということから50アールを下限としている ところでありまして、農業経営ですから、収益を目的としなければならず、そのために必要な面積は 50アールと考えられることから設定されているものでございます。

それでは、議案第5号につきましてご説明申し上げます。下限面積 (別段の面積) の設定について。 農業委員会の適正な事務実施についてが平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会の適正な事 務実施の中で農業委員会は毎年下限面積 (別段の面積) の設定または修正の必要性について審議する こととなっていることから、下限面積 (別段の面積) の設定について以下のとおり提案いたしますと いうことで、(1)、農地法施行規則第20条第1項の適用について、方針といたしまして、現行の下 限面積50アールの変更は行わない。理由といたしましては、経営面積が小さいと安定した収益が得に くいこと、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定される。また、当市は自然 的、経済的条件から、営農条件はおおむね同一と認められる地域であることから、農地法で定められ ている下限面積、これは都府県50アールとなっていますが、このとおりとする。

(2)、農地法施行規則第20条第2項の適用について。方針といたしまして、現行の下限面積50アールの変更を行わない。理由といたしましては、下限面積未満の農地または採草放牧地を耕作または養畜の事業に供する者の数が増加することにより、農地または採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を来すことが想定されるため。

次に、提案理由でございますが、農業委員会の適正な事務実施についてが平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は毎年下限面積(別段の面積)の設定または修正の必要性について審議することとなっているためでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたし

ます。

質疑はございませんか。

鶴岡委員。

- ○14番(鶴岡公一君) 14番の鶴岡です。この前、この問題について、たしかその他のところでお話を して、そのとき私はほかの行政はどうなっているか調べておいてくださいと申し上げたと思うのです けれども、もしそれがわかればお願いします。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 佐久間君。
- ○事務局(佐久間 章君) 君津圏域で申しますと、君津市と富津市がその地区の一部について50アールを下回る面積で設定をしてございます。木更津市については、農地法のとおり50アールとなっております。現在他市においても同じような見直しを行っているところでございますが、これは見直し前のデータでございます。

以上です。

- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 鶴岡委員。
- ○14番(鶴岡公一君) 君津市と富津市、一部において下回っている回答だったのですけれども、その 一部においてというのは、何か具体的な条件というのはあるのですか。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 事務局長。
- ○事務局長(鹿島秀明君) 君津市と富津市が設けてあるというのは、山間部、亀山とか本郷のほうが全体的な農地面積が低いということで、以前から下限面積を50アールから30アール、40アールという地域になってございます。理由としては、耕作面積の低い山間部に対応したという地域条件だそうです。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 髙橋委員。
- ○25番(髙橋一夫君) 確認の意味なのですが、これは現行のままということですよね。
- ○事務局(佐久間 章君) はい。
- ○14番(鶴岡公一君) ついでにちょっと質問させていただきたいのですが、今までにおいて袖ケ浦市 で新規就農者があったはずですよね。何名かいますよね。その新規就農者は一応この50アールの枠を 超えているのですか。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 佐久間君。
- ○事務局(佐久間 章君) 21年度、22年度で、新規就農者ですが、21年度3件、22年度3件、面積に つきましては、農地法の規定によって5,000平米を超えた面積となります。
- ○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 賛成多数でございます。 よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

佐久間君。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。 事務局に説明を求めます。

○事務局(佐久間 章君) 初めに、報告第1号についてでございますが、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定によりまして、農地法第4条の届け出を局長専決にて処理いたしましたので、ご報告申し上げます。なお、専決処分期間は平成23年6月1日から6月30日まででございます。

次に、報告第2号についてでございますが、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定によりまして、農地法第5条の届け出を局長専決にて処理いたしましたので、ご報告申し上げます。なお、専決処理期間は平成23年6月1日から6月30日までです。

次に、報告第3号についてでございますが、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第6項の規定によりまして、農地法第18条第6項の届け出を局長専決にて処理いたしましたので、ご報告申し上げます。なお、専決処理期間は平成23年6月1日から6月30日まででございます。

説明は以上でございます。

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 報告は以上です。

◎その他

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 次に、日程第4、その他に入ります。 何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) 本日の日程はすべて終了しました。

◎閉 会

○会長職務代理者(鈴木弥須雄君) これをもちまして第18回農業委員会総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

午後3時42分 閉会